

仲裁・ADR ワークショップのオンラインでの実施について

大変お世話になっております。

仲裁・ADR ワークショップについては、以下の形態で実施することとしたいと思います。
最近では、実務でも Zoom のようなオンライン・システムを用いて依頼者とのミーティングや会議をすることはよくあり、また、オンライン・システムを用いた紛争解決手続(ODR)も発展してきています。
有意義なプログラムとしたいと思いますので、ぜひ積極的にご参加ください。

1. プログラム

(1) 平野温郎教授「予防法務のエッセンス」

～全ての参加者が対象です。

～**2月28日(金)9時**より Zoom のオンライン・ミーティング・システムを用いて実施します。

～PDF の資料はあらかじめメールでお送りします。

(2) 調停

・代理人役チームと依頼者とのミーティング（最長で1チーム50分程度）

～調停では事前の準備が決定的に重要です。具体的には、①代理人として事案を良く分析して、事案のポイント、考えられる相手方からの主張や相手方の戦略、落としどころ等を分析しておくこと、そのうえで、②依頼者の話をよく聞き、依頼者の事情や意向を良く理解し、依頼者が事案をより客観的に把握できるように必要なアドバイスを行うこと、が必要となります。

～今回は、Zoom のオンライン・ミーティング・システムを用いて、調停に臨む前の依頼者とのミーティングを行います。

～代理人チームの皆さんは一カ所に集まって頂く必要はなく、各メンバーがそれぞれシステムに参加して頂くことができます。

① **2月28日(金)**に行います。システムの関係で、代理人チームによって実施時間が異なりますが、実際の開始時間については追ってご連絡します。

②依頼者役の先生には、代理人役のメンバーに対して、依頼者として様々な質問（例えば、どのように進めるつもりか、どの程度が落としどころか、こうなったらどうするのか等）をして頂きます（20分程度）。

- ③依頼者役の先生と代理人役のメンバーとのやりとりが一段落した段階で、依頼者役の先生から、a. 調停方針メモへのコメント、b. ②のやりとりについてのコメント、c. 調停を準備する際のアドバイスをお話し頂きます (20分程度)。また、皆さんからの質問に応じて頂きます。

(3) 仲裁

ア. 準備書面の講評

～既に提出をして頂いた主張書面・反論書について、弁護士の先生から講評をして頂きます。

～全ての参加者が対象です。

～全チームの主張書面・反論書は、予め参加者の皆さんにお送りします。

～**3月1日(日)11時**から、Zoomのオンライン・ミーティング・システムを用いて1時間程度実施します。

イ. 仲裁判断の作成(仲裁人)(代理人役チームに対しても仲裁人から釈明があり得ます)

～既に提出して頂いた主張書面・反論書に基づき、仲裁人役の方は仲裁判断を作成して頂きます。

～仲裁論点メモをまだ提出されていない仲裁人については、論点メモを **2月28日(金)9時まで**にお送り下さい。

～仲裁判断を作成するうえで、当事者に対して釈明する必要がある点があれば、**2月28日(金)17時まで**に運営事務局に対して、釈明を求める事項を記載したメモを送付してください。釈明を求めるメモでは、レッド社宛の釈明事項であるか、ブルー社宛の釈明事項であるかを明記してください。釈明を求めるメモは、そのまま、双方の代理人に対して送信します(レッド社に対する釈明事項もブルー社に対する釈明事項もいずれも双方の代理人に対して送信します)。

～代理人チームは、**2月29日(土)10時まで**に釈明事項に対する回答を運営事務局に送信してください。釈明事項に対する回答は、そのまま、仲裁人及び相手方代理人チームに送信します。

～各仲裁人は、主張書面・反論書・釈明事項に対する回答に基づき、個別に仲裁判断を作成します(同じ対戦を担当する仲裁人同士であっても、相談せず、各自で作成してください)。

～提出期限は、**3月1日(日)9時**とします。仲裁人の方は、仲裁判断を3月1日(日)9時までにMS-Wordのファイルで運営事務局にお送りください。

ウ. 仲裁判断の予想についての依頼者宛のメモ（代理人）

～代理人チームの方は、**2月29日（土）17時**までに、主張書面・反論書に基づき、仲裁判断の見通しに関するメモ（2頁以内）を作成し、運営事務局に提出してください。

～このメモは、仲裁判断が出される前に、代理人として依頼者に対して、仲裁判断がどのような内容になりそうかについての代理人としての見通しを伝えるものです。実務では、こうした見通しを踏まえて、和解を提案したり、相手からの和解の提案を受けるかどうかを検討する等がなされたりすることがあります。代理人として、仲裁判断についての適切な見通しを依頼者に対して説明できることは、大変重要です。

エ. 仲裁判断の発表・講評

～3月1日（日）14時頃までに、全ての参加者に全ての仲裁判断をお送りします。

～全ての参加者が対象です。

～**3月1日（日）15時**から、Zoomのオンライン・ミーティング・システムを用いて、各仲裁判断についての講評を行っていただきます。

～また、代理人チームの方の作成した仲裁判断の見通しに関するメモと実際の仲裁判断がどの程度食い違っているかについても検証します。